

佐渡地域医療連携ネットワークシステム 関連機器利用規程

特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会

1. 総則

1. 目的

本規程は、佐渡地域医療連携推進協議会が佐渡地域医療連携ネットワークの利用に必要な機器について、協議会が同ネットワークに参加する施設に貸与する場合、および参加施設が必要と判断して個別に準備する場合に、当該機器の利用・管理方法を定めるものとする。

2. 用語

協議会	特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会の略称。
さどひまわりネット	協議会が運営する佐渡地域医療連携ネットワークシステムの愛称。
参加施設	さどひまわりネットに参加し、同ネットへの情報提供または情報参照を行う施設。 協議会に参加申請を行い、許諾されていないなければならない。
利用者	上記参加施設に所属し、さどひまわりネットの機能を利用する者。さどひまわりネットに利用者として登録されていないなければならない。

3. 本規程の適用範囲

- (1) 本規程は、さどひまわりネットに登録されている参加施設および利用者に適用される。
- (2) 本規程は、協議会の定める運用管理規程を補完する位置づけである。

4. 本規程の変更

- (1) 協議会は、必要に応じて本規程を変更できるものとする。規程変更後は、別段の定めがない限り変更後の内容のみを有効とする。
- (2) 参加施設および利用者には、次条の通知方法をもって変更内容が通知される。参加施設または利用者に著しい不利益が生じる変更が必要になった場合は、協議会もしくは協議会が設置する委員会等で協議され、事前に次条の通知方法をもって参加施設に通知される。参加施設は通知された内容について、協議会へ意見を述べることができる。
- (3) 参加施設および関連者は、本規程の変更に伴って発生する損害賠償請求を協議会に行わないものとする。

5. 通知方法

協議会から参加施設への通知は、次のいずれかの方法で行う。

- (ア) 参加施設の施設管理者への電子メールの送信
- (イ) 参加施設の施設管理者への文書の送付

- (ウ) さどひまわりネットの通知機能
- (エ) その他、協議会が適当と判断する方法

2. 関連機器の設置・利用

1. 機器の種類

- (1) さどひまわりネットの利用（情報提供のみの場合を含む）に必要な機器について、以下の通りとする。

収集端末	施設からの情報を収集し、さどひまわりネットに提供するコンピュータ。施設によっては参照端末と兼用。
参照端末	さどひまわりネットが保有する情報を参照するコンピュータ。施設によっては収集端末と兼用。
携帯型端末	さどひまわりネットへの情報提供や、同ネットの情報参照に使用するタブレットなどの携帯型デバイス。
無線ルータ	携帯型端末をさどひまわりネットに接続する際に必要な無線ルータ。
VPN ルータ	上記各種端末や無線ルータとさどひまわりネットをセキュリティが担保された状態で接続するルータ。各機器を接続する HUB 機能を有する。
プリンタ	参照端末からの印刷に用いるプリンタ。スキャナ機能を有する場合がある。
施設内 HUB	さどひまわりネット利用にあたり、参加施設が保有する機器を接続して施設内 LAN を構成するための HUB。
その他	上記以外にさどひまわりネットの利用に必要と判断される機器。

- (2) 参加施設がさどひまわりネットへの接続に必要なインターネット公衆回線にかかる機器は各施設が準備するものとし、本規程の対象外とする。

2. 機器の設置

- (1) 設置する機器のうち、協議会が貸与する場合は、その選択は、対象施設の状況・要望を考慮し、協議会が決定する。
- (2) 協議会が貸与する機器の設置は、対象施設の施設管理者の同意のもと、協議会もしくは協議会から委託を受けた者が行う。対象施設は設置に対して必要な協力を行うものとする。
- (3) 協議会が貸与する機器の設置および動作確認が終了したら、協議会は作業完了書を対象施設に渡す。
- (4) 施設が個別に準備する機器の設置については、協議会に申請し、設置の許諾を得なければならない。
- (5) 施設が個別に準備する機器の設置は当該施設が行い、協議会は必要な協力を行うものとする。

3. 利用対象者

設置された機器の利用者は、当該施設の職員もしくは関連者で、かつ当該施設の利用者としてさどひまわりネットに登録されていなければならない。

4. 利用できる機能の範囲

- (1) 設置された機器は、当該施設の業務の範囲で、かつ、さどひまわりネットを利用する範囲でのみ使用を許諾される。さどひまわりネットの利用であっても、当該施設の業務を超えて使用してはならない。
- (2) 設置された機器には、さどひまわりネット利用以外の機能を付加してはならない。以下に行ってはならない例を示すが、これら以外にも協議会が不適切と判断する場合がある。
 - (ア) 端末（コンピュータ、携帯型端末含む）に協議会が許諾していないアプリケーションやドライバなどのソフトウェアをインストールする。
 - (イ) 端末（コンピュータ、携帯型端末含む）からさどひまわりネットおよび許可されたインターネットサイト以外のインターネット情報を参照する。
 - (ウ) 許可された機器以外の機器をVPNルータに接続する。
 - (エ) 許可された機器以外の無線機器を無線ルータに接続する。

5. 管理体制

- (1) 協議会が貸与する機器の種類、設定、設置場所、保守にかかる管理は協議会が行う。
- (2) 協議会が貸与する機器については、対象施設に置かれた時点で、利用および保管に関する管理責任が当該施設に発生する。
- (3) 施設が個別に準備した機器については、すべての管理を当該施設が行うものとし、協議会の管理対象とはしない。ただし、設置には協議会の許諾が必要であり、設置後は協議会に申告しなければならない。

6. 経費負担

- (1) 協議会が貸与する機器個体の費用は協議会が負担する。
- (2) 機器の設置に際し、電源の確保やネットワーク配線に伴う工事に関する手続き・費用は対象施設の負担とする。
- (3) 設置機器がさどひまわりネットに接続するために必要なインターネット環境の整備に関する作業・費用は施設の負担とする。
- (4) 施設が個別に準備する機器については、協議会の許諾が必要であるが、その費用は当該施設の負担とする。なお、機器の設定に協議会の作業が必要な場合は、別途費用が発生することがある。

7. 遵守事項

- (1) 設置機器の利用にあたり、以下の項目に該当する行為を禁止する。
 - (ア) 本規程、「施設参加・利用規約」、「運用管理規程」に反する行為
 - (イ) 協議会が許諾しない機器を接続する行為
 - (ウ) 協議会または第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - (エ) 公序良俗に違反する行為、法令等の違反に該当する行為、反社会的・道義的信用を失墜させる行為、犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為など、信頼を破壊する行為
 - (オ) さどひまわりネットやさどひまわりネットへの参加施設・同意者に対して、権利侵害（著作権、財産・プライバシーの侵害等）や誹謗中傷等の名誉毀損に相当する行為

- (カ) さどひまわりネットの運営を妨げる行為
 - (キ) 貸与機器を当該施設の業務外に持ち出す行為
 - (ク) 貸与機器を、協議会の許諾なしに第三者に貸与または譲渡する行為
 - (ケ) その他、協議会が不適切と判断する行為
- (2) 前項の禁止事項に反する行為がなされた場合、貸与機器ではこれを回収し、施設が個別に準備した機器では使用を禁止する。状況により、さどひまわりネットへの参加が取り消されることがある。また、機器設置に要した施設側負担の費用は返却されず、回収等に要した費用は当該施設に請求される。

8. 各種申請

- (1) 施設が新たにさどひまわりネットに参加する場合、協議会は当該施設と協議して必要な機器を選定し、設置するため、機器設置に関する申請は不要である。
- (2) すでにさどひまわりネットに参加している施設が、自らの都合により機器の増設を希望する場合、協議会に申請し、許諾を得るものとする。
- (3) いずれの場合でも、機器および設置にかかる工事、設定など一連の費用は当該施設の負担とする。

9. 機器の盗難、紛失、破損、故障時の取扱い

- (1) 貸与機器の盗難、紛失、破損があった場合は、直ちに施設の施設管理者が協議会へ通知し、適切な措置を講じること。
- (2) 貸与機器に故障と思われる事象が発生した場合については、施設の施設管理者が協議会へ通知し、代替機との交換などの手続きについて、協議会の指示に従い、対応すること。
- (3) 貸与機器の盗難、紛失、破損、故障については、状況により対応する費用の負担を当該施設に請求する場合がある。
- (4) 施設が個別に準備した機器については、盗難、紛失、破損、故障等により、機器が利用できなくなった場合は協議会へ通知すること。また、交換もしくは再設置が必要な時は協議会へ通知し、必要な対応を行うこと。

10. 返却・使用中止

- (1) 以下の次項に相当する場合は、貸与機器をすみやかに返却するものとする。
 - (ア) さどひまわりネットを退会する場合
 - (イ) なんらかの理由で貸与機器の使用を取りやめる場合
- (2) 返却する場合、設置に要した施設側負担の費用は返却されず、協議会は返却に要した費用を負担しない。
- (3) 施設が個別に準備した機器の使用を取りやめる場合は、協議会に通知するものとする。この場合も、協議会は機器設置および取りやめに要した費用を負担しない。
- (4) 施設が個別に準備した機器の使用を取りやめる場合は、当該機器に保管されているさどひまわりネットに関係するデータ、アプリケーション、各種設定をすべて削除すること。

11. 免責

- (1) 協議会は、機器の設置および利用に関して、対象施設および関連者に生じる不利益への一切の

責任を負わない。ただし、機器の設置に直接関連する問題が発生した場合は、協議会はその解決に可能な範囲で協力する。

(2) 協議会は、対象施設の責による機器の不具合に対し、対応する義務を負わない。

12. 賠償

貸与機器および施設が個別に準備した機器の使用に際し、不正や重過失が認められた場合、協議会は当該施設に対し、必要な対応や相当分の賠償を求めることがある。

附則

本規程は平成 26 年 4 月 1 日より発効する。